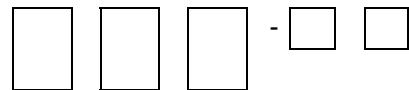
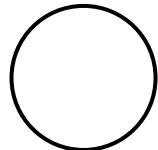


第2号様式(第8条)

(表)

郵便はがき



様

清算金徴収額	円		
納付期日	年	月	日
横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市 局部課 電話			

(縦15.2センチメートル、横9.9センチメートル)

(裏)

No.
年 月 日

様

地区土地区画整理事業施行者

土地区画整理事業清算金徴収通知書

表記の清算金を別にお送りする納入通知書により納付してください。

なお、この清算金額は、 年 月 日換地処分通知書により通知し、換地処分をした旨の公告がなされた日の翌日において確定した金額(あなたの分につき、2件以上の清算金があり、集計又は相殺できる場合は、その集計又は相殺後の金額)です。

納付場所	<p>1 横浜市指定金融機関</p> <p>(1) 横浜銀行本店及び支店</p> <p>(2) 横浜銀行市庁出張所並びに市立大学事務局、市立大学病院及び各区役所内の横浜銀行派出所</p> <p>2 横浜市収納代理金融機関</p> <p>別に送付する納入通知書に記載してある金融機関</p>
------	--

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に審査請求することができます。